

規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申(追加答申)

平成17年3月23日

規制改革・民間開放推進会議

目 次

「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申（追加答申）」の 決定・公表に当たって	1
I. 第1次答申（平成16年12月24日）事項のフォローアップ	2
II. 分野別各論	
1. 基本ルール	7
2. 國際経済連携	9
3. IT	16
4. 競争政策・法務・金融	21
5. 教育・研究	33
6. 医療	37
7. 福祉・保育	45
8. 雇用・労働	49
9. 農林水産業・流通	58
10. エネルギー・運輸	63
11. 住宅・土地・環境	69
12. 基準認証・資格制度	76

(参考資料) 委員名簿、専門委員名簿

2 運輸

【問題意識】

人やモノの輸送に係るサービスを提供する「運輸」分野は、国民生活の基盤をなす極めて重要な分野であり、その一層の活性化を図るために諸条件を整備し、より低廉なコストでより良質のサービスを提供することは、我が国の経済社会の発展にとって基本となる課題である。

この様な認識に基づき、運輸分野については幅広く規制改革に向けた取り組みが行われ、例えば需給規制の撤廃による免許制から許可制への移行や運賃・料金の許可制から届出制への移行など一定の成果を上げてきてているところである。

しかしながら、一層の経済の活性化・効率化に資するべく、新規事業を創出するために従来の規制を更に見直すなど、新たな観点も加えながら、引き続き運輸分野での規制改革について不断の検討・検証を加え、必要な規制改革を速やかに実施し続けていく事が必要不可欠である。

以上のような認識に基づき、以下の事項を具体的な施策として提言する。

【具体的な施策】

(1) 自動車検査制度等の抜本的見直し【平成17年度中措置】

平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、今後の望ましい自動車の検査・点検整備制度の在り方について検査対象車種全般に亘り総合的に検討を行った結果、小型二輪車の自動車検査証の有効期間については、初回2年を3年に延長が可能、また、二輪車の定期点検については6月点検を廃止することが可能であるとの結論を得た。よって、この結論に従い、速やかに所要の措置を講ずるべきである。

(2) タクシーのニューサービスに関する規制の弾力化【適宜検討】

タクシーについては、従前より規制緩和は進められているところであるが、福祉タクシーのようなビジネスを行う場合については、輸送対象を限定する等のことにより、通常のタクシー事業に係る規制を一部弾力化し、新たなビジネスチャンスに繋がっているところである。今後も、福祉・介護関係等に関する需要が見込まれる中で、こうした新たなサービスに機動的に対応することが、消費者の利便の向上や新しいビジネスチャンスの創造につながる。

構造改革特区（第7次）・地域再生（第3次）提案募集における提案内容及び国の回答

提 案 者	提案した構想（プロジェクト）の名称及び概要	提案した規制の特例措置	根拠法令等	国 の 回 答
(株) テイシン (猿払村)	車両構造変更特区 （一時的（牧草を刈り取る年間20日程度）な車両構造の変更に係る検査） 方法の緩和	夏季の牧草収穫のため、大型ダンプ車の荷台を一時的に変更（差し替）して使用できるようになりますこと、その変更に伴う縦鏡検査を写真検査とすること	道路運送車両法 (国土交通省)	現行対応可 旭川運輸支局での「取扱い」における対象品目を拡大（牧草を追加）
北海道農民連盟 (札幌市)	北海道における自家用貨物自動車の車検 期間延長	道内において農業用で使用している自家用貨物自動車については、冬が長く使用期間が極端に短いなどの特殊性を考慮し、車検期間を延長し自家用乗用車並みとすること	道路運送車両法 (国土交通省)	対応不可 単に走行距離が短いことにより、検査期間を延長できない
個人	搾りたての牛乳を消費者へ （牧場を訪れる消費者が、搾りたての牛乳を飲むことを可能とする規制の緩和）	牧場併設の喫茶店等において、牧場を訪れたる消費者に対して、搾りたての牛乳を提供できるよう消費者に対するため、食品衛生法を緩和すること	食品衛生法 (厚生労働省)	現行対応可 条例で規制されていることなどから、都道府県に相談されたい
NPO法人 ヨウガカッカハカの会 (伊達市)	特区私立学校及びNPO法人学校特区 より良い環境でシェタイナー教育を実践するため、現状のまま、学校として認可すること	特区学校法人及びNPO法人学校特区においては、教育実践がなく、教育職員も納得する者に限り、教育職員と認める資格を弹性化し、教育実践に支障がないこと 保護者も納得する者に限り、教育職員と認める	教育職員免許法 (文部科学省)	対応不可 ・教育職員は、教員免許状を有することが原則 ・但し、特別免許状制度の活用などにより任用可
美幌町	きらっと街道ペトライト構想 （交通安全活動に使用する車について） 道路交通車両法の保安基準に係る規制の緩和	①地方公共団体の「交通安全指導車」について赤色灯火を備え付け、交通安全啓発時の停車時に限って点灯することを認めること ②交通安全啓發時に限り、交通安全団体会員の「自家用車」について、赤色ワンタッチ式灯火を備え付け、停車時に限つて点灯することを認めること	道路運送車両法 (国土交通省)	対応不可 ・緊急車両以外の備え付けは認められない ・なお、自動車への備え付け機能を有さず運行の用に供しない場合は、現行対応可
鹿追町	診療所における病院名称使用制限の特例 （容認すること）	19年4月（予定）に病院から診療所に切替えるとなるが、医療提供水準は保持するので、住民が慣れ親しんだ病院名稱の使用を認めること	医療法 (厚生労働省)	対応不可 (機能や基準が異なることから認められない)
(株)エフエム小樽 放送局 (小樽市)	コミュニケーション放送防災特区 （コミュニケーション放送の難聴地域を平時の時から解消し、突然の災害に対応できる地域防災体制の確立を図ること）	市民に対して、災害時のきめ細かい生活情報等を提供する防災体制の強化を図るため、コミュニケーション放送の空中線電力（出力）の上限基準を緩和（20W→50W）すること	放送用周波数 使用計画 (総務省)	対応不可 ・コミュニケーション放送の制度目的を逸脱 ・アンテナの設置場所の見直しなどにより対応可 ・災害時に臨時局の開設も可能



案件名	北海道特区での自家用貨物自動車の車検延長を求める意見書について
議決結果	原案可決
議決月日	平成19年3月9日
提出先	衆議院議長 河野洋平様 参議院議長 扇千景様 内閣総理大臣 安倍晋三様 農林水産大臣 松岡利勝様 国土交通大臣 冬柴鐵三様 内閣官房長官 塩崎恭久様 北海道議会議長 高橋文明様 北海道知事 高橋はるみ様

北海道特区での自家用貨物自動車の車検延長を求める意見書

わが国の景気は、企業収益が高水準となっている中で、設備投資、雇用所得は、引き続き緩やかに増加し、個人消費も底堅く推移しているものの、企業規模、企業間、地域によっても差がみられ、景気回復の実感が乏しいといふこともいわれている。

北海道の景気は、緩やかに持ち直しているが、個人消費、雇用・所得環境は横ばいの状況で推移している。

北海道における農業は、所得の減少、後継者・担い手不足などによる生産の減少、外国農産物の輸入増加等のもとでの生産の抑制などにより、生活基盤が脆弱化している。

漁業も水産物の輸入自由化や景気の伸び悩みによる価格低迷が続き、不安定な経営を余儀なくされている。

商工業においては、大手企業がリストラ等の経費削減などを進めていることにより、収益構造が改善しているのに対し、個人経営者は、人件費をはじめとするコスト削減などによって業務の効率性を向上させることができないことに加え、大型店舗の郊外への進出などで売り上げの伸び悩みが続いている。

それらの結果として、農業者、漁業者及び個人の商工業者などの自営業者が、安定的な収益を確保するには、生産・流通コストをはじめとする経費を削減することが急務の課題となっている。

このような中で、自家用貨物自動車の車検は、自家用乗用自動車の初回3年、以降2年の車検制度と違い、初回2年、以降1年となっていることから、毎年発生する車検費用は、自家用貨物自動車を所有する自営業者にとっては、大きな負担になっている。

また、北海道は積雪寒冷地であることから、自家用貨物自動車の稼働する期間が限定されているため、北海道内の団体が行った調査における自家用貨物自動車の

年間走行距離は、5,000キロ未満が全調査台数の85%、当市における調査でも5,000キロ未満が全調査台数の73%にも達しており、国土交通省が調査した8トン未満の自家用貨物自動車の年間平均走行距離14,325キロを大幅に下回る実態となっている。

さらには、農業用大型トラクターの車検は、すでに廃止されたが、車検を受けた時代も、廃止されてからも部品劣化を含む交通事故について、ほとんど事故件数に変化はないというデータもあることなどから、貨物の運送に供する自動車の車検延長をすることに、さして障害はないところである。

よって、北海道特区による自家用貨物自動車の車検延長を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月9日

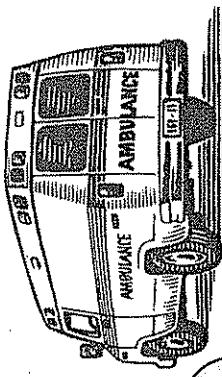
北海道北斗市議会議長 水 上

務

TOP

自家用自動車による有償運送（法78条）

1. 災害のため緊急を要する時



2. 自家用有償旅客運送

市町村・特定非営利活動法人等が、市町村の区域内の住民の運送を行うとき

(1) 市町村運営有償運送

特定非営利活動法人・公益法人・農業法人・農業協同組合・消費生活協同組合・医療法人・社会福祉法人・商工会議所・商工會議所・商工会议所の生活交通を確保するため自ら行う運送

運輸支局の登録が必要

中国運輸支局ホームページ
役立つ情報⇒自動車交
通部関係・公示のお知
らせ(自家用有償旅客
運送)

(2) 過疎地有償運送

特定非営利活動法人等が、過疎地域その他の地域において必要な用務を反復継続して行つ者で、名簿に記載されている者及び同乗者による輸送。

(3) 福祉有償運送

特定非営利活動法人が定員11人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者及び困難であることを認められてタクシーやその他の公共交通機関を利用する人の付添人の運送

身体障害者、介護保険法の要介護者、要支援者、その他肢本不自由、内部障害者、精神障害者、精神的障害者

3. 公共の福祉を確保するためやむをえない場合

・自らの施設への送迎（幼稚園・学校等）

・4条（福祉輸送限定）又は43条（特定）と契約するハイパー等による運送

運輸支局の許可が必要

自家用有償旅客運送の手続き等

中国運輸局ホームページへ公示掲載
役立つ情報⇒自動車交通部関係・公示の
お知らせ(自家用有償旅客運送)

自家用有償旅客運送者
(市町村・特定非営利活動法人等)

地域公共交通会議
(市町村運営の場合)

運営協議会
(特定非営利活動法人等運営の場合)

協議依頼

協議が調った場合

名称住所代表者、運送の種別、路線までの運送の区域、配車箇所数、運送する旅客の範囲を記載。運行の管理体制、地域公共交通会議、運営協議会の合意書類が必要とする旨の添付書類が必要

有効期間の更新申請・変更申請・変更届・業務の廃止届

登録の拒否

申請者の資格、地域公共交通会議、運営協議会の合意がない等

登録の実施

登録簿に登録・登録証の交付・登録番号の付与
登録から2年、有効期間内に重大事故・各種命令を受けた場合は3年

事故の報告・輸送実績報告

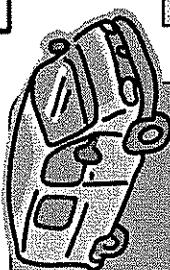
命令・業務の停止・取り消し等の行政処分

対価の提示・説明、輸送の
安全・旅客の利便の確保

対価の支払い

運輸支局

合意の解除通知
行政処分の通知



1. 市町村有償運送実績報告

市町村が、専らその区域内で、住民の生活交通を確保するため自ら行う輸送

市町村が主宰する地或公共交通会議（市町村が主導する）の合意が必要

交通空白輸送

過疎地域や一部の都市地域などの交通空白地帯において、乗合バス事業によっては住民の生活の足を確保することが困難となっている場合において、住民の足の確保を行う輸送

旅客の範囲

当該市町村に在住する住民、並びにその親族及びその他当該市町村に日常の用務を有する者

路線

路線を定めて行つ。テマンド輸送の場合でも、基本となる路線を定める。

運転者の要件

1種免許2年間停止のない者で大臣認定講習（市町村等運送業者の受講者又は（社）日本自動車用自動車管理条例協会自家用自動車運転士専門校運転サークル）の修了者

運転者の要件

2種免許が有効な者

対価を事務所に掲示

合理的な方法により定められ

燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内

対価を事務所に掲示

より高い場合、撤退前のバス運賃等参考による

運行管理の責任者の資格

すべての事業所で運行管理の責任者必要

運行管理の体制

運行前の安全運転のための確認は対面で実施する。

市町村福祉輸送

住民のうち身体障害者等の会員に限定して輸送であって、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送

旅客の範囲

当該市町村の住民であつて当該市町村においで移動制約者と考えられるものであつて市町村に事前に会員登録を行つた者。

運送区域

市町村の区域を運送の区域とする。旅客の発地又は着地又かが運送の区域にあること

使用車両

市町村名義（リース可）

豪台・車いす・兼用・回転シート

セダン等（貨物×）

軽可（バス×）

対価を事務所に掲示

明確であること。

人事故等には適性診断を受診 運行委託も同様の資格

より難い場合、対価について一般タクシーや運賃の1/2を目安に、対価以外は

厚労大臣が指定する者が行う介護養成研修、又は居宅介護の提供者として厚労大臣が定めた研修を修了し、証明のある者

運行管理の実施

（名称・登録番号）登録証の写しを備置

整備管理・事故・苦情処理体制の整備

損害賠償措置

運輸支局への報告

輸送実績報告（年1回（福祉輸送の場合は年2回））・事故報告（その都度）

2. 過疎地有償運送実施規則・通達・公示

特定非営利活動法人等が過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域その他のこれに類する地域において自家用自動車を使用して行う輸送

タクシー等の公共交通機関によつては住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合

運営協議会の合意が必要

法人等の会員・同伴者に限る
営利に至らない範囲の対価

旅客の範囲

次に該当する法人等の旅客会員及びその同伴者

過疎地その他これに類する地域において、当該地域の住民とその親族、当該地域内において官公庁・病院・その他施設を利用する者、その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者

使用車両

法人等が所有する自動車及びドライバ個人の持込みの自動車（過疎地有償運送を実施する場合、自家用有償旅客運送者が使用権原を有するもの）
バス可 軽可 やむをえない場合を除き乗用自動車

運転者の要件

（経過規定あり）
2種免許が有効な者
1種免許2年間停止のない者で大臣認定講習（市町村等運転者講習）の受講又は（は）日本自家用自動車管理業協会自家用自動車運転士専門校運転サークル工科の修了者

運行管理の体制

すべての事業所で運行管理の責任者は対面で実施する。
事前安全運転の確認書の提出可

旅客運行管理者資格者証所持
運行管理者基礎講習修了
運行管理の実務1年以上の経験

安全運転の確認書の提出可
運行管理者の実施記録

乗務員証
事故記録
運転者台帳
苦情処理簿
車内掲示（運送者名稱・運送車両・登録番号）登録証の写しを備置

対価

燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内により定められ

営利に至らない範囲として、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1／2を目安に、また地域のバス運賃を参考にする事が出来る。

運輸支局への報告

輸送実績報告（年1回）、事故報告（その都度）

3. 福祉賞賛運送

施行規則・通達・公示

特定非営利活動法人等が、交通移動困難者としてその特定非営利活動法人等の会員として加入している一定の範囲の者の輸送

運営協議会の
合意が必要

乗車定員11人未満の自動車に限るドアードアの個別輸送
運営協議会が必要と認めた次の場合は複数乗車を認め。対価について協議会の合意が必要
透析患者の輸送

営利に至らない
範囲の対価

旅客の範囲

車両でタクシーやその他の公共交通機関を利用する
困難な者であって、法人等の旅会員に該当する一定の範囲の者及びその添人

一定の範囲の者
身体障害者
要介護認定者

要支援認定者・肢体不自由者・内部障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者・自閉症・学習障害者のうちの介助(付添、見守り等を含む)によらずにはタクシー等公共交通機関の利用が困難な者

運営協議会で身体状況等対象とすることについて確認が必要

市町村を単位とする 旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあること

運送の区域

法人等が所有する自動車及びレンタカーの持込みの自動車(福祉有償運送を実施する者、自家用有償旅客運送者が使用権原を有するもの)
専用・車いす・
寝台・車いす・
兼用・回転シート

セダン等(貨物×) (軽可) (バス×)

運行管理の体制

この事業が運行管理の責任者として実施する。
運行前の安全運転のための確認は専任の代務者選任

安全運転のための実証の実施
対価

燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内
運営協議会の合意が必要

旅客に対し予め提示し説明する必

乗車定員11人未満の自動車に限るドアードアの個別輸送
運営協議会が必要と認めた次の場合は複数乗車を認め。対価について協議会の合意が必要
透析患者の輸送

営利に至らない
範囲の対価

運営協議会の要件
1種免許2年間停止のない者で大臣認定講習(福祉運転者講習)の受講者又は
2種免許が有効な者
セダン等はさらに次の要件のいずれかを備えた者
介護福祉士社員が指定する者が行う介護員養成研修、又は居宅介護の提供者として厚生大臣が定めた研修を修了し、証明のある者

人身事故等には適性診断を受診
運営協議会の要件
運行管理の実務1年以上の経験
運行管理者基礎講習修了
運行管理者資格証所持

旅客運行管理者資格証所持
運行管理の要件
運行前の安全運転のための確認は専任の代務者選任

運行管理・
整備管理・
事故・苦情
処理体制の
整備
車内掲示(運送者名稱、運送者登録番号、自動車登録番号、対価)

損害賠償措置
対人8千円
対物2百万円
搭乗者も
自家用有償旅客運送
中もカバー
力バー

旅客にどつて明確であること。
営利に至らない範囲として、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2を目安にする。

運輸支局への報告 輸送実績報告(その都度)

■道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（有償運送）

第七十八条　自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第七十九条　自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第七十九条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）
 - 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
 - 四 運送しようとする旅客の範囲
- 2　前項の申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない

■道路運送法施行規則（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

（法第七十八条第二号の者）

第四十八条　法第七十八条第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人
- 二 農業協同組合
- 三 消費生活協同組合
- 四 医療法人
- 五 社会福祉法人
- 六 商工会議所
- 七 商工会

（自家用有償旅客運送）

第四十九条　法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）
- 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活

動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他これに類する地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「過疎地有償運送」という。）

三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することができる者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者

ロ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者

ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

（有償運送の許可申請）

第五十条 法第七十八条第三号の規定により、自家用自動車の有償運送の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した有償運送許可申請書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運送需要者

三 運送しようとする人の数又は物の種類及び数量

四 運送しようとする期日若しくは期間又は区間若しくは区域

五 有償運送を必要とする理由

（自家用有償旅客運送の種別）

第五十一条 法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

一 市町村運営有償運送

二 過疎地有償運送

三 福祉有償運送

（運送の区域）

第五十一条の四 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とする。

2 自家用有償旅客運送者は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

（法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき）

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は協議会において、過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要な過疎地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調つていないときとする。

道路交通法
(昭和三十五年六月二十五日法律第百五号)

(第二種免許)

第八十六条 次の表の上欄に掲げる自動車で旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種免許を受けなければならない。

自動車の種類	第二種免許の種類
大型自動車	大型第二種免許
中型自動車	中型第二種免許
普通自動車	普通第二種免許
大型特殊自動車	大型特殊第二種免許

■北海道における体験観光事業の振興に関する調査（平成17年3月 北海道経済産業局）

◇ 体験観光事業者アンケート調査の回収状況

体験観光事業者	配布	返却	実配布数	回収	回収率
合計	623	28	595	298	50.1%

◇ 体験観光事業者の経営規模分類の考え方

①小規模事業者	体験観光だけで事業を営むことは困難な事業規模の事業者 売上高が300万円未満の事業者：115事業者
②中規模事業者	体験観光で雇用が可能な事業規模にあるとみられる事業者 売上高が300万円以上1,000万円未満の事業者：49事業者
③大規模事業者	体験観光を主体に事業を営める事業規模にあるとみられる事業者 売上高が1,000万円以上の事業者：49事業者

◇ 事業者の概況

- 近年、開業する事業者が多い(設立10年未満の事業者が54.1%)
- 事業者数は小規模事業者が中心
 - ・事業者数では、通年雇用者数3名以下の事業者が72.3%を占める。一方、ピーク時にはアルバイト・パートを雇用して対応する事業者が70.8%である。
- 延べ参加者数は115.1万人(平成15年度)、平成13年度比14.7%増
- 延べ売上高は26.3億円(平成15年度)、平成13年度比24.7%増
 - ・このうち大規模事業者が21.9億円(83.3%)を占め、中規模事業者は2.8億円(10.7%)、小規模事業者は0.96億円(3.7%)である

◇ 取引関係

- 参加者からの直接申し込みが主体
- 宿泊事業者との関わりのある事業者は67.4%
- 体験観光事業者間の取引構造：下請け・元請けのタテの関係だけでなく、事業者間連携のヨコの関係もある
- 旅行会社と直接契約を交わしている事業者は33.6%
- 体験観光プログラムの価格は、自社の原価や地域や業界内の相場で決まる

◇今後の事業展開

- 事業の拡大を志向する事業者は半数弱
- 経営上の課題は「プログラムの商品開発力の強化」と「人材の確保」が多い
- 営業面の課題は、「参加者からの直接申し込み」が最も多い
- 業界として取り組み課題は、人材確保、安全基準づくり、共同プロモーション
- 法・制度面で課題がある事業者は54.6%
 - ・法制度面で何らかの課題がある事業者は54.6%。「農地法」、「自然公園法」、「道路運送法」を課題とする事業者が多い。

法律名	具体的な課題
道路運送法	・国内客、海外客を問わず、交通手段がないお客様は送迎することになるが、その際道路運送法で有償送迎が禁じられているため、お金を取れない。お金を払ってもいいから、近隣の大都市まで迎えに来て欲しいという要望は多いが、無料送迎には限界がある。(体験観光事業者・富良野エリア)

第4次提案募集に係る回答(瀬戸内海しまタク特区)

規制の特例事項名	交通機関空白地における有償運送可能化事業の対象の一般観光客への拡大
該当法令等	道路運送法第4条、80条第1項、「構造改革特別区域法に係る交通機関空白地における有償運送可能化事業の対象の一般観光客への拡大」(平成15年3月18日国自旅第232号)
制度の現状	構造改革特別区域法に係る交通機関空白地における有償運送可能化事業の対象の一般観光客への拡大による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日国自旅第232号)において、輸送の対象はあらかじめ登録した会員及びその同伴者とし、会員は、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者であることとされている。
措置の分類	C(特区として対応が不可能)
措置の概要(対応策)	交通機関空白地における有償の住民輸送を認めたのは、タクシー等が存在しない地域における生活交通を確保するためのやむを得ない措置であり、仮に運送の対象を一般の観光客等まで拡大するのであれば、不特定多数の旅客の輸送の安全及び利用者利便を確保するため広く一般の利用者にとって安全で安心できる輸送サービスを実現していくため、タクシー事業の許可を取得していただく必要があると考えているが、島しょ部における特殊事情にかんがみて、特区3次提案に対する政府の対処方針において本年度中に、一定の島しょ部におけるタクシー事業の許可等の基準の運用を見直すこととされたところである。この方針に従って、一定の島しょ部において、より簡便な手続きでタクシー事業を行うための制度を現在検討中である。
各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案は、タクシー事業の要件緩和ではなく、タクシーと競合しない地域において、自家用自動車の有償運送の範囲内で一般観光客を対象とすることを要望している。この点について、具体的に検討し、回答されたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。
提案主体からの意見	今回の提案で望んでいるのは、タクシー事業としての対応ではなく、観光施設や民宿等による自家用車での有償運送を可能とすることである。(低料金による観光客の輸送、現在所有している自家用車での観光客の輸送、普通第二種免許の不要) なお、当該特例事項の性格を考えると、いきなり全国で規制緩和を行うより、まずは特区で実験的に実施することが適当と考えられる。
各府省庁からの再検討要請に対する回答	一般観光客等不特定多数の旅客の輸送の安全及び利用者利便を確保するためには、広く一般の利用者にとって安全で安心できる輸送サービスを実現するため、タクシー事業の許可と同等の要件を満たすことが必要であると考える。
各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	タクシー事業の許可基準の見直しとともに、交通機関空白地の有償運送の特例の全国化にあたって、一般観光客を対象とすることについて、検討されたい。
各府省庁からの再々検討要請に対する回答	交通機関空白地の有償運送は公共交通機関の利用が極めて困難な過疎地域における最低限の生活交通を確保するという極めて高い公共性にかんがみて、特例的に認めているものであり、全国化にあたって一般観光客を対象とすることは困難であるが、島しょ部におけるタクシー事業については、その許可基準を見直し、事業への参入がより容易となるよう措置する。
提案主体名	岡山県、香川県
特区計画・プロジェクトの名称	瀬戸内海しまタク特区

瀬戸内海しまタク特区

【香川県・岡山県共同提案】

第4次提案募集 (H15.11.28)

(1) 経緯

①第3次提案募集 (15年6月30日)

交通機関の未発達な島しょ部で、道路運送法の緩和を行い、観光施設や民宿等による観光客の有償運送を可能とする「しまタク特区」を提案（香川県）

②結果（国の対応方針）

タクシー事業（個人タクシーを除く）を行う場合の、基準（最低車両数、運行管理者の配置等許可等の基準）を見直す。（15年度中）

③本県が望んでいるのは、タクシー事業としての対応でなく、観光施設や民宿等による自家用車での有償運送を可能とすることである。（個人タクシーを行う場合の、基準の大幅緩和に近いもの。なお、現在、島しょ部での個人タクシーの営業は認められていない。）

④岡山県と連携し、「瀬戸内海しまタク特区」実現に向け具体的緩和項目について再提案

(2) 特区の概要

離島振興や賑わい創出の一環として、漁業地域との交流を含めたブルー・ツーリズムやクルージング・ネットワークの構築を進めているが、交通機関の未発達な島内では移動手段がなく、観光客に不便を強いるとともに、誘客にも限界があった。

そこで、道路運送法等の緩和により、観光施設や民宿、観光ボランティア等による自家用車での観光客の有償運送（しまタク）を可能とすることにより、島しょ部での観光手段を確保し、島しょ部という地形（アップダウンが激しい）から徒歩やレンタサイクルによる観光に二の足を踏んでいた観光客の利便性を向上させ、さらに「しまタク」をPRすることにより、瀬戸内海の島しょ部の知名度、魅力の向上を図り、島の魅力を活かした一層の観光振興と地域の活性化を推進する。

(3) 対象地域

香川県、岡山県の島しょ部

（橋梁（瀬戸大橋を除く）により本州と結ばれておらず、タクシー等の交通機関が未整備の島）

(4) 規制改革項目（国への提案）

【一般旅客自動車運送業以外の者（観光施設や民宿、観光ボランティア等）による観光客の有償運送（島タク）】

○根拠法令

- ・道路運送法第4条、第80条第1項（国土交通省）
- ・道路交通法第86条第1項（警察庁）

○具体的な内容

- ・低料金による観光客の輸送
- ・自家用車での観光客の輸送
- ・普通第2種免許の不要

○代替措置：「交通安全の確保」

- ・関係者による運営協議会の設置等により、運送主体となる観光施設や民宿、観光ボランティア等の十分な管理運営体制（運転経験や運送に使用する車両の保険加入等の一定の要件を設ける。）の確立を図る。

<参考>

◎道路運送法（第4条、第80条第1項）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
2 一般旅客自動車運送事業の許可是、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（イ及びハの旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業）
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約により乗車定員十人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（有償運送の禁止及び賃貸の制限）

第八十条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。

3 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

◎道路交通法

（第二種免許）

第八十六条 次の表の上欄に掲げる自動車で旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種免許を受けなければならない。

自動車の種類	大型自動車	普通自動車	大型特殊自動車
第二種免許の種類	大型第二種免許	普通第二種免許	大型特殊第二種免許

自家用有償旅客運送登録団体数・車両数（運輸支局別）

運輸支局	登録局	登録種別	団体等数	自家用車						車両等 （うち軽自動車）	乗合車 （うち軽自動車）	乗用車 （うち軽自動車）	回転シート車 （うち軽自動車）	セダン等 （うち軽自動車）	計 （うち軽自動車）
				乗合車 （うち軽自動車）	車椅子車 （うち軽自動車）	車椅子車 （うち軽自動車）	兼用車 （うち軽自動車）	用車 （うち軽自動車）	自用車 （うち軽自動車）						
北海道	札幌市町村福祉		9	0	(0)	4	(1)	5	(0)	0	(0)	14	(1)	23	(2)
北海道	札幌市福祉有償		108	0	(0)	149	(46)	12	(4)	79	(25)	134	(44)	374	(119)
北海道	札幌市計		117	0	(0)	153	(47)	17	(4)	79	(25)	148	(45)	397	(121)
北海道	函館市町村福祉		2	0	(0)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(0)
北海道	函館市福祉有償		15	0	(0)	20	(11)	7	(0)	21	(14)	44	(25)	92	(50)
北海道	函館市計		17	0	(0)	21	(11)	8	(0)	21	(14)	44	(25)	94	(50)
北海道	旭川市町村福祉		9	1	(0)	5	(1)	3	(0)	0	(0)	14	(4)	23	(5)
北海道	旭川市福祉有償		32	0	(0)	47	(22)	5	(0)	20	(11)	88	(33)	160	(66)
北海道	旭川市計		41	1	(0)	52	(23)	8	(0)	20	(11)	102	(37)	183	(71)
北海道	室蘭市町村福祉		8	0	(0)	11	(0)	0	(0)	0	(0)	11	(5)	22	(5)
北海道	室蘭市福祉有償		36	0	(0)	70	(18)	3	(0)	20	(9)	143	(67)	236	(94)
北海道	室蘭市計		44	0	(0)	81	(18)	3	(0)	20	(9)	154	(72)	258	(99)
北海道	釧路市町村福祉		7	3	(0)	1	(1)	3	(0)	4	(1)	17	(2)	28	(4)
北海道	釧路市福祉有償		15	2	(0)	18	(4)	1	(0)	13	(5)	143	(50)	177	(59)
北海道	釧路市計		22	5	(0)	19	(5)	4	(0)	7	(6)	160	(52)	205	(63)
北海道	帶広市町村福祉		0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
北海道	帶広市福祉有償		21	0	(0)	31	(7)	0	(0)	29	(14)	44	(27)	104	(48)
北海道	帯広市計		21	0	(0)	31	(7)	0	(0)	29	(14)	44	(27)	104	(48)
北海道	北見市町村福祉		2	0	(0)	4	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	4	(0)
北海道	北見市福祉有償		19	0	(0)	25	(2)	1	(0)	18	(14)	87	(43)	131	(59)
北海道	北見市計		21	0	(0)	29	(2)	0	(0)	18	(14)	87	(43)	135	(59)
北海道	北海道市町村福祉		37	4	(0)	26	(3)	12	(0)	4	(1)	56	(12)	102	(16)
北海道	北海道市福祉有償		246	2	(0)	360	(10)	29	(4)	200	(92)	683	(289)	1,274	(495)
北海道	北海道市計		283	6	(0)	386	(13)	41	(4)	204	(93)	739	(301)	1,376	(511)

※ 市町村福祉＝市町村運営有償運送（市町村福祉）、福祉有償＝福祉有償運送

※ () 数値は軽自動車。内数として記載。